義務教育の予算のつくり(1)

~ 現行制度の基本~

【図1-1:義務教育の基本的性格】

義務教育の目的 (1)国民としての 素養を身につけ るためのもの (2)人格形成の 基礎

憲法第26条

義務教育 の根幹

(1) 機会均等

- ①1人残らず全ての人に、
- ②あらゆる地域で、どんな環境でも
- (2) 水準確保

(3) 無償制

- 必要最低限の水準の保障
- ①全額、公費で対応(授業料徴収せず)
- ②完全就学(全員入学)の達成

次世代育成のため、 現世代が社会全体で 共同で、

義務教育を支える 行財政の仕組み

地域の財政力や家計の所得による

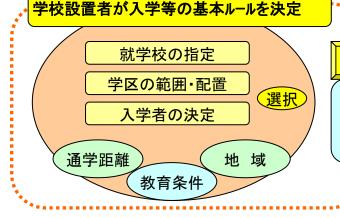
格差を生じさせない

保護者に対して、子弟を就学させる義務(憲法)

市町村に対して、学校を設置する義務(学校教育法)

私立校は、建学の精神にもとづいて設置運営

【図1-2:義務教育の提供の保障】



教育条件

全ての児童生徒が 就学でき、教育上、 必要な条件を全て 満たす状態

必要額を算定

- この条件を標準 法等にあてはめ →教職員・教材等 の必要数を算定
- 、→必要額を算定

標準法等により、教育の必要条件 を確保し、公平な配分を実現

現行制度

実際に必要なものを、必要分だけ積算して、 必要な予算額を確保

義務教育の費用は、国、都道府県、市区町村が それぞれの役割に応じて分担

予算は、国会・議会の議決、会計法規等に則って 処理

- 公立校は、地域の全ての子どもを必ず受け入れて義務教育の機会を保障する最終的な役割・責任を担っており、
- この義務が確実に履行されるよう、施設・教職員等について公的助成制度がある。
- これに対し、私立校は、公立校のような義務や役割は担っておらず、多様化する国民の二一ズに応じた教育を展開するため、 、建学の精神に基づいた運営がなされ、入学者が自由に決定されている。こうした活動を振興するため、私学助成が講じられている。

義務教育の予算のつくり(2)

現在の小学校費の算出方法

I. 5月1日現在の児童数をもとに学級数·教職員数を算定

5/1児童数



学級数



教職員数

Ⅱ. 小学校費の算出方法のイメージ

	対象	算 定	-	方 式
围	教 職 員 給 与 費	@ 単 価	×	教 職 員 数
県	教 職 員 給 与 費 旅 費	@ 単 価	×	教 職 員 数
市町村	学 校 安 全 対 策 経 費 給 食 委 託 料 等	@ 単 価	×	児 童 数
	事 務 職 員 給 与 費 教 材・図 書 費 等	@ 単 価	×	学 級 数
	校舎等改築費等	@ 単 価	×	学 級 数
	用 務 員 給 与 費 理 科 設 備 費 等	@ 単 価	×	学 校 数

小学校

どの経費も、5/1現在の在籍児童数に連動して増減

義務教育の予算のつくり(3)

1. 義務教育に係る経費は、国・都道府県・市区町村が、役割分担に応じて、負担

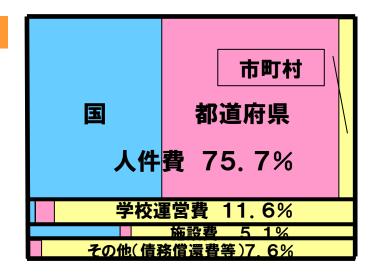
○学校の設置・整備を通じて、義務教育の条件を整備・実現し、全ての子どもが必ず義務教育を受けることができる条件を実現

【図3-1:義務教育費(平成18年度)の負担者と負担割合(試算)】

※ 総額が平成16年度と 同額と想定した場合のイメージ

負担割合 総額	頁 10.1兆円			
=	:	都道府県	:	市町村
2		5		3
1.8兆円		5.4兆円		2.9兆円

内訳



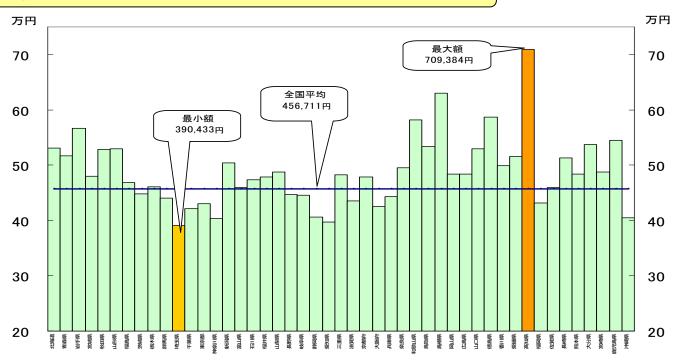
	国	都道府県	市町村	計
人件費	1.7	5.3	0.7	7.6
	(22.0%)	(68.8%)	(9.2%)	(100%)
学 校	0	0.1	1.1	1.2
運営費	(1.3%)	(6.4%)	(92.3%)	(100%)
施設費	0.1	0	0.4	0.5
	(25.9%)	(2.5%)	(71.6%)	(100%)
その他	(0.6%)	0 (2.5%)	0.7 (96.9%)	0.8 (100%)
計	1.8	5.4	2.9	10.1

(注)上記費用には、「地方債」、「寄付金」は含まない。 単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

2. 私立学校に対しては、私学助成。 国・県が予算措置。

3. 標準法などにより、地域事情に応じて、教育上公平な条件整備を達成

【図3-3:義務教育費の 人件費のうち 県費負担教職員の 給与費についての 児童生徒1人当り 単価(都道府県別)】



4. 教職員給与費のメリハリ・勤務評価の在り方は平成18年度中に結論

適切な教員評価により、 能力・実績に応じた 給与制度の構築

(1) 行政改革推進法 第56条第3項

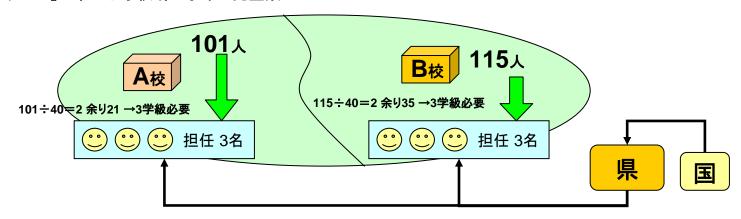
人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずる。

(2) 骨太の方針2006

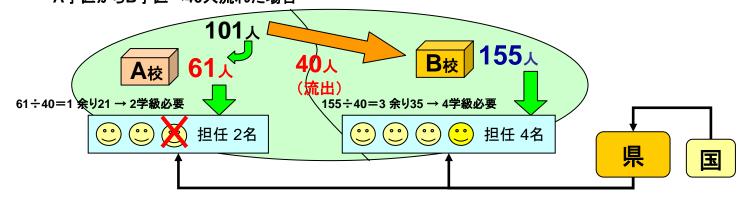
- ① 義務教育費国庫負担金の見直し
 - イ)地方公務員の給与構造改革や地方における民間給与水準への準拠を徹底
 - ウ)人材確保法に基づく優遇措置の縮減とともに、メリハリをつけた教員給与体系を検討 その結果を退職手当等にも反映 →【優遇措置の縮減として、▲2.76%減は決定済】

5. 現行制度は、学校在籍の児童生徒数に応じた配分だから、学校選択制をとっても、児童生徒の選択の結果に応じて配分。

【図5-1】X市の小学校 第3学年の児童数



【図5-2】X市で学校選択を導入した場合 A学区からB学区へ40人流れた場合



すでにいくつかの地域で、 市区町村内全体から、 どの公立校でも自由に 選べる学校選択制を実施。

今の制度では、 学校選択制を導入しても、 児童生徒の選択の結果に 基づいて、 法令上必要な教職員数等 を算定し、 必要な予算額を算定。

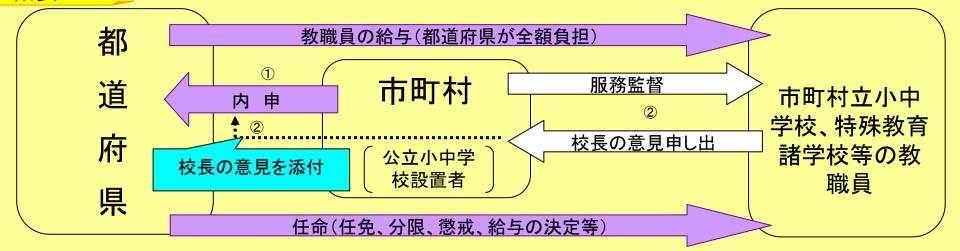
今の制度でも、児童生徒を多く集めるほど、教職員数などを増やすことができる仕組み

県費負担教職員制度について

1. 趣旨•目的

- ① 市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ、多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図ることとあわせて、身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

2. 概要

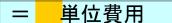


- ① 市町村の内申
 - 都道府県は市町村の内申をまって人事を行うこととされている。
 - ⇒ これにより、都道府県が市町村の内申なく人事を行うことは原則としてできない。 また、都道府県は市町村の内申を尊重する必要がある。
- ② 校長の意見 校長の意見の申し出があった場合、市町村の内申にその意見を添付することとされており、これにより、校長の意見の反映が図られている。 ※なお、指定都市は、給与は負担していないが、教職員の任免に関する事務を行う。

地方交付税の算定について

地方交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

=標準的な税収入見込額×75%+地方譲与税等



<u>測定単位</u> <人口、面積等> <u>補正係数</u> <寒冷積雪の差等>

<測定単位1当たりの単価> 例:教職員1人当たり単価

例:教職員数

例:寒冷地手当に係る経費の差







各地方団体ごとの

標準的な水準における行政

(←標準的:個々具体的な財政支出の実態は捨象)

を行うために必要な一般財源を算定するもの

(この額に各地方団体の収入の一定割合が満たない場合→地方交付税が交付される)

目的 ◎財源の均衡化

◎財源の保障

生格 ●地方の固有財源(いわば、国が地方に代わって徴収する地方税)

●地方の一般財源(使途が限定されない、地方の自主的な判断

→算定どおりに使用されるとは限らない)

公立小学校の予算規模(試算)

各学年2クラスで、児童数310人の場合 年間経費 2億4000万円 (平成18年度)

※総額が平成16年度と同額と想定した場合

		都道府県	市町村	合計	備考
義務教育費 (19人の教職員)	4480万円	8960万円		1億3440万円	国1/3 県2/3負担 (全体の56.2%を占める)
その他の人件費 (講師、用務員等)		5045万円	2205万円	7250万円	
教科書	100万円			100万円	国が全額負担
教員のための旅費		85万円		85万円	
教材費			177万円	177万円	国の基準の72.1%しか措置されていない
図書費			40万円	40万円	自治体によって大きく異なる
就学援助等	5万円	5万円	761万円	771万円	
その他の備品、消耗品、管理費等	27万円	17万円	1994万円	2038万円	
合計	4644万円	1億4112万円	5145万円	2億3901万円	

地方教育費調査報告書平成16会計年度(中間報告)の小学校費を基に試算(土地、建物、債務償還費は除いている)。

公立中学校の予算規模(試算)

全11クラスで、生徒数330人の場合 年間経費 2億9000万円

(平成18年度)

※総額が平成16年度と同額と想定した場合

	围	都道府県	市町村	合計	備考
義務教育費 (24人の教職員)	5560万円	1億1120万円		1億6680万円	国1/3 県2/3負担 (全体の58.1%を占める)
その他の人件費 (講師、用務員等)		5838万円	1919万円	7757万円	
教科書	154万円			154万円	国が全額負担
教員のための旅費		154万円		154万円	
教材費			185万円	185万円	国の基準の72.1%しか措置されていない
図書費			58万円	58万円	自治体によって大きく異なる
就学援助等	18万円	9万円	986万円	1013万円	
その他の備品、消耗品、管理費等	47万円	27万円	2653万円	2727万円	
合計	5813万円	1億7148円	5767万円	2億8728万円	

地方教育費調査報告書平成16会計年度(中間報告)の中学校費を基に試算(土地、建物、債務償還費は除いている)。

公立高等学校(全日制課程1校)の予算規模

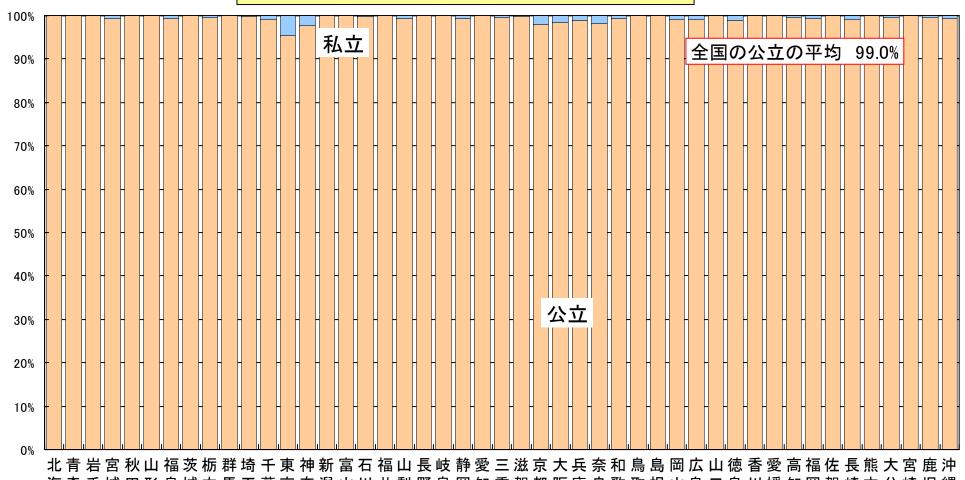
モデル例 収容定員640人(普通科440人、職業系学科200人) 年間経費 6億2000万円 (平成16年度)

	国	都道府県	うち保護者負担	合計	備考
教職員費 (66人の教職員)	33万円	5億4547万円		5億4580万円	
教員のための旅費		430万円		430万円	
設備•備品費	64万円	615万円	(6941万円) 都道府県	679万円	
図書費		70万円	予算の内数	70万円	
その他の消耗品、管理費等		4590万円		4590万円	
教科書、副教材費			1264万円	1264万円	
合計	97万円	6億0252万円 除く:保護者負担 5億2047万円	1264万円 保護者負担計 8205万円	6億1613万円	

地方教育費調査報告書平成16会計年度(中間報告)の高等学校費(全日制)を基に試算(土地、建物、債務償還費は除いている)。

小学校の児童の公私立比 [都道府県比較]

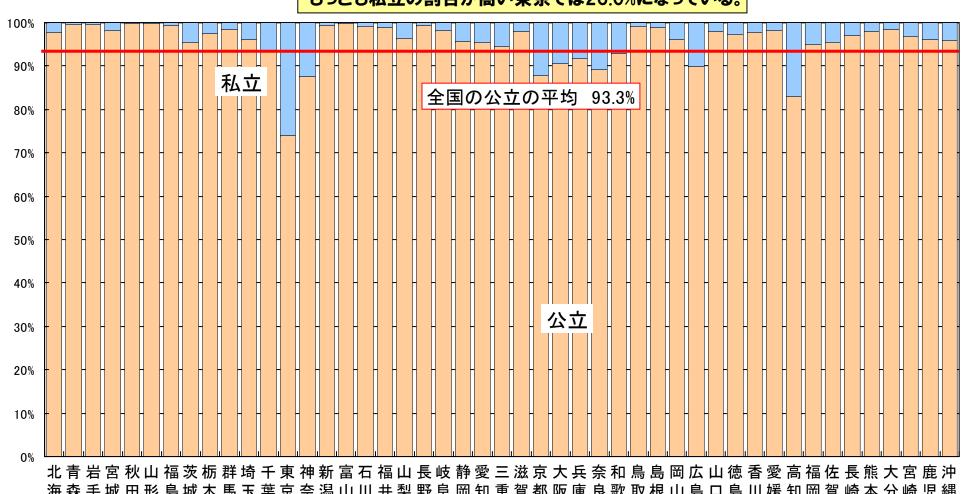
私立小学校が占める割合(H17年度)は1%であり、もっと も私立の割合が高い東京都でも4.6%にとどまっている。



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄 道 山 山

中学校の生徒の公私立比 [都道府県比較]

私立中学校が占める割合(H17年度)は6.7%であり、 もっとも私立の割合が高い東京では26.0%になっている。



海森手城田形島城木馬玉葉京奈潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄 渞 Ш

高校の生徒の公私立比 [都道府県比較]

私立高校の割合(H17年度)は、全国平均で29.7%であるが、もっとも多い東京都の56.8%から、もっとも少ない徳島県の4.3%まで多様である。

